

**新型インフルエンザ発生時の
廃棄物処理事業継続計画**

<産業廃棄物収集運搬業者用>

平成31年4月

有限会社 高島興業

1.	基本方針	p3
2.	計画の前提条件	p3
	(1) 被害想定の根拠	p3
	(2) 新型インフルエンザの発生段階	p4
	(3) 本計画における被害想定	p5
3.	事業継続計画の体系	p6
4.	体制の整備	p7
	(1) 危機管理体制	p7
	(2) 情報管理体制	p8
5.	感染防止策	p11
	(1) 基本的事項	p11
	(2) 感染リスクの評価	p12
	(3) 具体的な感染防止策	p13
6.	事業継続に重要な要素の確保	p14
	(1) 人員の確保	p14
	(2) 物資の確保	p15
	(3) 資金の確保	p16
7.	重要な要素が不足した場合の対策	p16
	(1) 人員が不足した場合の対策(人員調整)	p16
	(2) 物資が不足した場合の対策	p17
	(3) 重要業務の特定(業務の優先順位の決定)	p17
	(4) 資金が不足した場合の対策	p18
8.	新型インフルエンザ発生後の対応	p19
9.	教育・訓練	p20
10.	点検・是正	p20
	<参考>新型インフルエンザに関する資料について	p21

1. 基本方針

<基本方針>

- ・ 廃棄物の処理は、国民の最低限の生活を維持するために不可欠なサービスであることから、当社では、新型インフルエンザ流行時においてもその事業を着実に継続する。
- ・ 従業員及びその家族の生命と健康の維持を図るとともに、事業の継続のための必要な措置について定める。

2. 計画の前提条件

(1) 被害想定の根拠

本計画は、新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議 が定める 事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン で示す被害想定（以下のとおり）に基づくこととする。

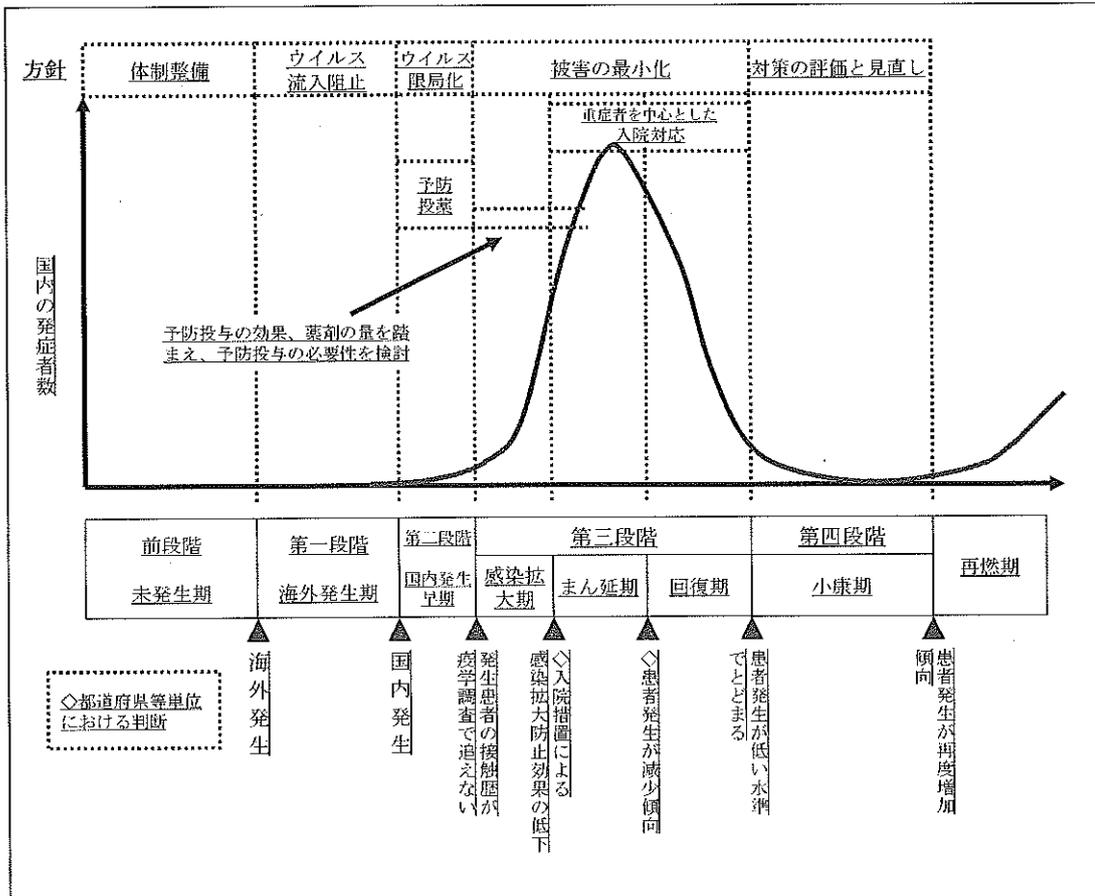
<被害想定の根拠>

発症者数		約 3,200 万人（全人口の 25%）
受診患者数		約 1,300～約 2,500 万
入院患者数	中等度の場合	～約 53 万人
	重度の場合	～約 200 万人
死亡数	中等度の場合	～約 17 万人
	重度の場合	～約 64 万人
欠勤率		～40%
欠勤期間		10 日間程度
流行の波		2 ヶ月程度

(2) 新型インフルエンザの発生段階

本計画は、新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議が定める事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドラインで示す新型インフルエンザの発生段階に応じたものとする。

発生段階		状態
前段階	未発生期	新型インフルエンザは発生していない状態
第一段階	海外発生期	海外で新型インフルエンザが発生した状態
第二段階	国内発生早期	国内で新型インフルエンザが発生した状態
第三段階		国内で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態
	感染拡大期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態
	まん延期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態
	回復期	各都道府県において、ピークを越えたと判断できる状態
第四段階	小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

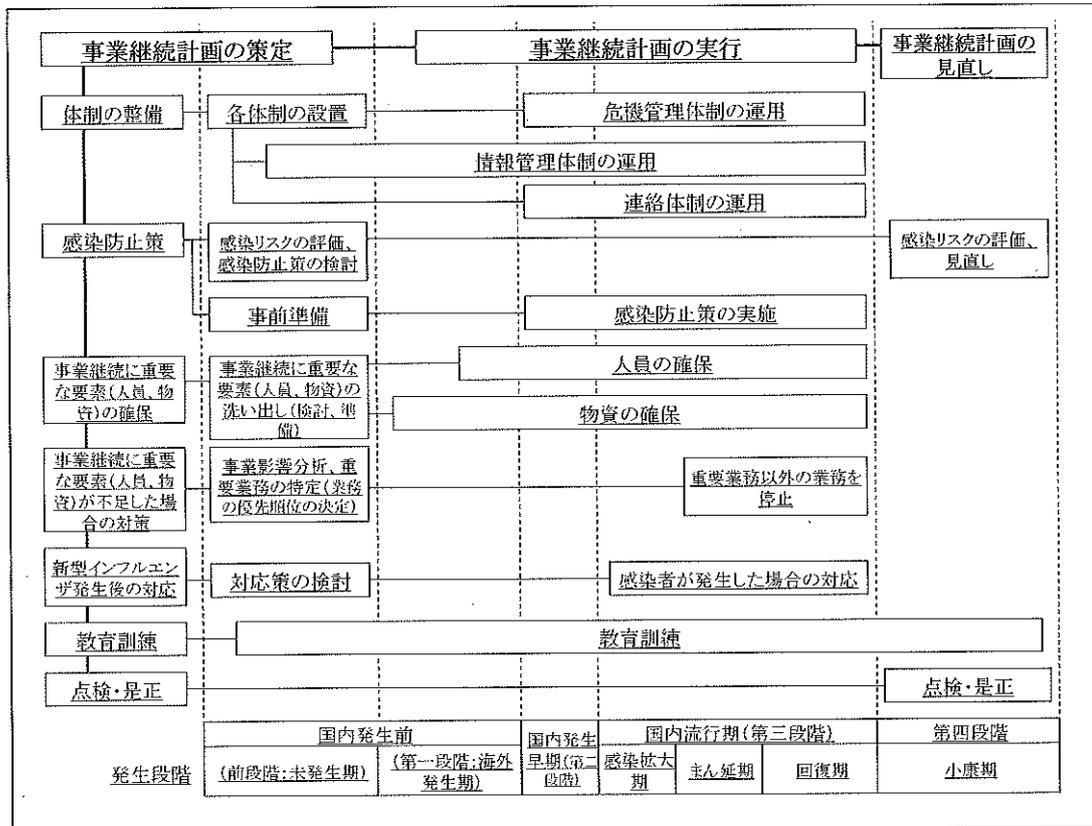


(3) 本計画における被害想定

以上を踏まえ、新型インフルエンザの発生から終息までの約2ヶ月の間に最大で従業員の40%程度が数週間にわたり欠勤するケースを想定し、計画を策定する。

3. 事業継続計画の体系

事業継続計画は、以下の体系に基づいて構築する。



4. 体制の整備

(1) 危機管理体制

1) 新型インフルエンザ発生時（緊急時）

新型インフルエンザの発生時（緊急時）には、以下の危機管理のための組織（以下、「危機管理組織」という。）を設置し、対応する。

<危機管理組織の構成>

組織の構成者	氏名及び役職	役割
① 責任者	高島 慶美 代表取締役	意思決定・統括
② サブリーダー	高島 慶人 専務取締役	責任者補助
③ メンバー	石垣 竜輝 土木部長	連絡・報告
	三浦 勇一郎 建築部長	連絡・報告
	大谷 友昭	サブリーダー補助

※ [] 内は代行者を示す。

<危機管理組織の設置期間>

- ・ 緊急時の危機管理組織の設置期間は、第一段階（海外発生期）から新型インフルエンザの第四段階（小康期）までとする。

2) 平常時

平常時における新型インフルエンザ対策の検討や事前準備については、以下の体制により対応する。

<平常時の危機管理体制>

組織の構成者	氏名及び役職	役割
① 責任者	高島 慶美 代表取締役	意思決定・統括
② サブリーダー	高島 慶人 専務取締役	責任者補助
③ メンバー	石垣 竜輝 土木部長	連絡・報告
	三浦 勇一郎 建築部長	連絡・報告
	大谷 友昭	サブリーダー補助
④ 事務局	高島興業 事務所	備品管理

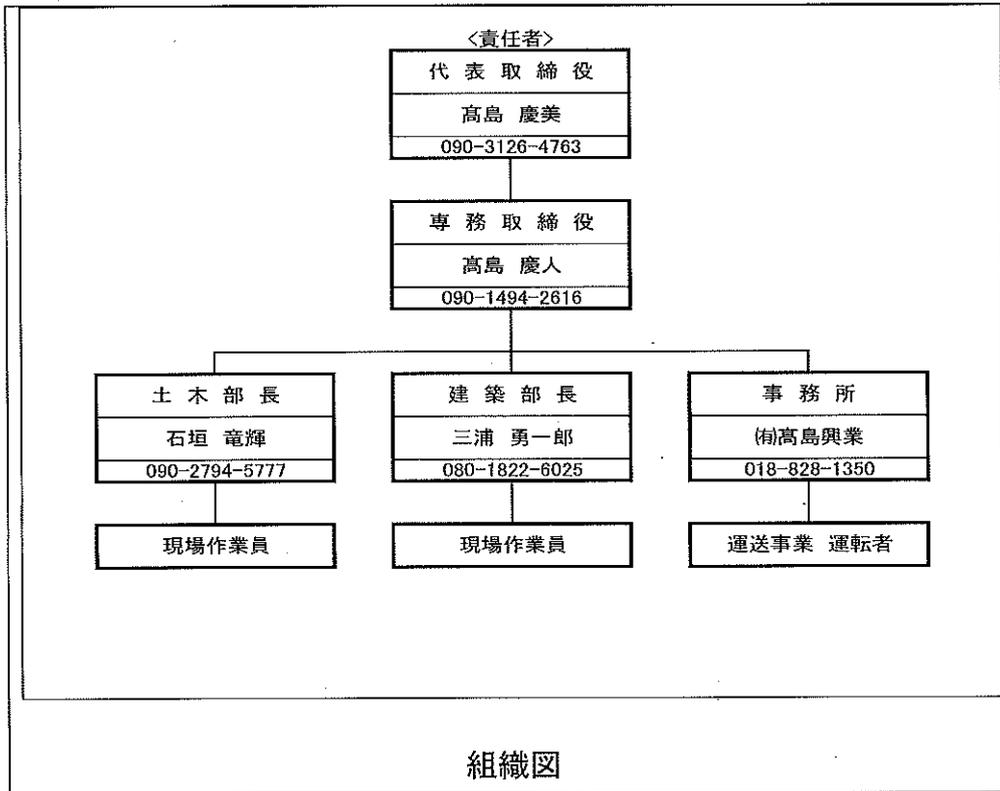
(2) 情報管理体制

1) 緊急時の連絡体制

① 社内

以下に示す緊急時の連絡体制を構築する。

<社内の緊急時連絡体制>



<社内における緊急時の連絡先一覧>

氏名	役職	連絡先	メールアドレス	備考
高島 慶美	代表取締役	090-3126-4763		
高島 慶人	専務取締役	090-1494-2616		
石垣 竜輝	土木部長	090-2794-5777		
三浦 勇一郎	建築部長	080-1822-6025		
大谷 友昭		090-1399-8118		
事務所		018-828-1350		

- ・ 危機管理組織での決定事項、その他緊急時の連絡事項については、上図の体制により従業員に連絡を行う。
- ・ 従業員やその家族が新型インフルエンザに罹患した場合は、その状況を部門長に報告し、部門長が危機管理組織に従業員の罹患等の状況を報告する。

② 取引事業者*

a. 排出事業者

委託契約を締結している排出事業者のうち、緊急時に連絡が必要なところは以下のとおりである。

組織名	住所	連絡先	メールアドレス
ユナイテッド計画(株)	秋田県潟上市 昭和豊川槻木字槻 13-1	018-887-3027	
(株)浜田建設	秋田市浜田字長坂 20	018-828-9082	
アキモク環境 テクノセンター(株)	秋田市向浜 1-8-2	018-823-7265	
(株)セイフコ	長野市松岡 2-5-15	026-222-8205	

※ 取引事業者とは、排出事業者、収集運搬業者、中間処理業者、最終処分業者等、当該廃棄物が排出されてから最終処分されるまでの過程で関係するすべての事業者が取引事業者該当する。さらに、廃棄物処理を行うのに必要な物資の製造・販売業者も取引事業者該当する。(以下、同じ)

b. その他の取引事業者

組織名	住所	連絡先	メールアドレス
(株)YAMANAKA 秋田工場	秋田県秋田市飯島穀丁 大谷地 9 8-7	018-880-5510	
マリネックス(株)	秋田市土崎港西 1-13-13	018-880-2700	

③ その他

組織名	住所	連絡先
秋田県環境整備課	秋田市山王 4-1-1	018-860-1624
秋田県産業廃棄物協会	秋田市山王東カンビル 3F	018-863-7107
秋田県中央保健所	潟上市昭和乱橋字古開 172-1	
秋田市保健所発熱センター		018-883-1299
秋田市新型インフルエンザ 対策本部事務局		018-883-1170
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4-30	018-883-1170
富田胃腸内科医院	秋田県秋田市新屋豊町 10-3	018-865-6587
秋田中央警察署	秋田県秋田市千秋明徳町 1-9	018-835-1111
秋田消防署	秋田市山王 1-1	018-823-4100

2) 情報収集体制

① 体制

新型インフルエンザについて、以下の情報収集体制を構築する。

<情報収集体制>

- ・ 情報収集は、新型インフルエンザの発生前より定期的に実施し、新型インフルエンザの海外発生後には情報収集体制を強化する。
- ・ 収集した情報は、社内（新型インフルエンザ発生後は危機管理組織）及び取引事業者などに速やかに伝達する。
- ・ 緊急性を要する情報については、「(2) 1) 緊急連絡網」を用いて、従業員に速やかに伝達する。

② 収集を行う情報及び入手先

- ・ 情報の収集先及び入手する情報は以下のとおりとする。

情報の入手先	入手する情報	情報収集時期
環境省	・ 廃棄物処理における新型インフルエンザ対策に関する事項	平常時、海外発生期以降
厚生労働省 国立感染症研究所	・ 新型インフルエンザが発生している地域、感染拡大の状況 ・ 新型インフルエンザの概要（病原性、治療方法、感染力等）	海外発生期以降
都道府県 (都道府県名：秋田県) 市町村 (市町村名：秋田市)	・ 上記の欄の2項目 ・ 地域における新型インフルエンザの医療対応・社会対応に関する情報（医療体制、都道府県や市町村の保健部局による取組内容等） ・ 廃棄物処理における新型インフルエンザ対策、新型インフルエンザ発生後の地域における廃棄物処理の状況	海外発生期以降
地域のライフライン事業	・ 電力、石油、水道等、廃棄物処理に必要なライフラインの稼働状況	海外発生期以降
都道府県産業廃棄物協会 (協会名： 秋田県産業廃棄物協会)	・ その他、廃棄物処理関連事項	平常時、海外発生期以降

5. 感染防止策

(1) 基本的事項

新型インフルエンザ発生時には、以下の感染防止策を講じることを基本とする。

感染防止策	方法
対人距離の保持	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染者の2メートル以内に近づかない。 ・ 不要不急な外出を避け、不特定多数の者が集まる場には極力行かない。 ・ 業務において、極力、対人距離を保持できるよう工夫する。 ・ ・
手洗い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出先からの帰社後（外出からの帰宅後）、不特定多数の者が触るような場所に触れた後、喫煙後や食事の前等に、頻繁に手洗いを実施する。 ・ 手洗いが状況では、速乾性擦式消毒用アルコール製剤を用いて手指を消毒する。 ・ ・
咳エチケット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 咳やくしゃみの際は、ティッシュ等で口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、できる限り1～2メートル以上離れる。 ・ ・
職場の清掃・消毒	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染者が触れた可能性のある場所、感染者の飛沫が付着した可能性のある場所を最低1日1回は清掃する。 ・ ・
定期的なインフルエンザワクチンの接種	<ul style="list-style-type: none"> ・ すべての従業員が、毎年、医療機関で通常のインフルエンザの予防接種を受ける。 ・ ・
個人防護具の使用	<ul style="list-style-type: none"> ・ マスク、手袋、ゴーグル（またはフェイスマスク）を使用する。 ・ ・
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・

(2) 感染リスクの評価

業務における感染リスクは、以下のとおりである。

1) 収集運搬業務

業務の名称	頻度(回/日)	感染リスク	留意事項
収集運搬車両の運転	二	Ⅲ	同乗者からの感染。
マニフェスト伝票の受け渡し	10	Ⅲ	伝票の受け渡し相手からの感染。
廃棄物の積込	30	Ⅱ	集積所周辺の歩行者等からの感染。

※ 感染リスクは、「Ⅰ 感染の可能性はほとんどない」、「Ⅱ 感染リスクが若干ある」、「Ⅲ 感染リスクがある」、「Ⅳ 感染リスクが高い」の4段階で評価。(以下、同じ)

2) 事務業務

業務の名称	頻度(回/日)	感染リスク	留意事項
取引事業者等との連絡調整(電話)	5	Ⅰ	
来客者との対応	0.5	Ⅲ	来客からの感染。
従業員による会議(朝礼を含む)	1	Ⅲ	他の従業員からの感染。
出張、営業(他社への訪問)	3	Ⅲ	移動中、訪問先の従業員等からの感染。

3) 就業時間外

業務の名称	頻度(回/日)	感染リスク	留意事項
公共交通機関による通勤	2	Ⅲ	同乗者からの接触時の感染。
その他、日常生活	二	Ⅲ	同居者からの感染、外出先での他者からの感染。

(3) 具体的な感染防止策

1) 収集運搬

- ・ 収集運搬に係る業務において、以下の感染防止策を実施する。
- ・ 対策の実施期間は 国内発生早期 から 小康期 までとする。

業務の名称	感染リスク	実施する感染防止策
収集運搬車両の運転	Ⅲ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手袋、マスク等の个人防护具の使用 ・ 事務所に戻った際の手洗い及び手指消毒、うがいの実施 ・ 運搬車両の定期的な清掃及び消毒の実施
マニフェスト伝票の受け渡し	Ⅲ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手袋、マスク等の个人防护具の使用 ・ 事務所に戻った際の手洗い及び手指消毒、うがいの実施
廃棄物の積込	Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 肌の露出の少ない作業着（長袖・長ズボン）の着用 ・ 積卸し作業終了後の消毒薬（携行可能な速乾性擦式消毒用アルコール製剤等）による手指消毒の実施 ・ 事務所に戻った際の手洗い及び手指消毒、うがいの実施

2) 事務業務

- ・ 事務所における業務において、以下の感染防止策を実施する。
- ・ 対策の実施期間は 国内発生早期 から 小康期 までとする。

業務の名称	感染リスク	実施する感染防止策
来客者との対応	Ⅲ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 接客時には、対人距離を保持するほか、マスク等の个人防护具の使用、手洗い及び手指消毒を実施（訪問者に対しても必要と思われる感染防止策を実施） ・ 訪問者の出入口を限定し、事務所入室前の体温測定の実施（発熱がある場合、入室を禁止） ・ 訪問者の立入（場所、人数等）を制限 ・ 訪問者の氏名・住所の把握 ・ 訪問スペースへの手洗い場所の設置 ・ 窓口等でのガラス等の仕切りの設置 ・ 事務所内の定期的な清掃及び消毒の実施
従業員による会議（朝礼を含む）	Ⅲ	<ul style="list-style-type: none"> ・ マスク等の个人防护具の使用 ・ 会議の削減（対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用） ・ 事務所内の定期的な清掃及び消毒の実施
出張、営業（他社への訪問）	Ⅲ	<ul style="list-style-type: none"> ・ マスク等の个人防护具の使用 ・ 帰社時等、従業員の出入口を限定し、事務所入室前の体温測定の実施（発熱がある場合、入室を禁止） ・ 帰社時の手洗い及び手指消毒、うがいの実施 ・ 事務所内の定期的な清掃及び消毒の実施

3) 就業時間外

- ・ 就業時間外についても、以下の感染防止策を実施する。
- ・ 対策の実施期間は 国内発生早期 から 小康期 までとする。

業務の名称	感染リスク	実施する感染防止策
公共交通機関による通勤	Ⅲ	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>出勤前の体温測定（体温測定によりインフルエンザ様症状（38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等）がある場合は出勤しない）</u> ・ <u>ラッシュ時の通勤及び公共交通機関の回避（時差出勤、在宅勤務等）</u> ・ <u>通勤時のマスクの着用</u> ・ <u>出勤時等、従業員の出入口を限定し、事務所入室前の体温測定の実施（発熱がある場合、入室を禁止）</u> ・ <u>帰宅時の手洗い、うがいの徹底</u>
その他、日常生活	Ⅲ	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>人混みや繁華街への不要不急な外出を控える</u> ・ <u>体調管理（十分に休養をとり、体力や抵抗力を高め、日頃からバランスよく栄養をとり、規則的な生活をし、感染しにくい状態を保つ）</u>

6. 事業継続に重要な要素の確保

(1) 人員の確保

廃棄物処理事業における現状の人員構成、業務の継続のために最低限必要な人員数、不足した場合の補充先に関する計画（人員計画）は以下により行うこととする。

1) 収集運搬業務

業務名	担当部署	現状の人員※	必要最小人員	補充先
医療機関、ライフライン事業者からの廃棄物の収集運搬	運送部	10 (10)	5	
安定型産業廃棄物の収集運搬	運送部	20	8	
管理型産業廃棄物の収集運搬	運送部	10 (10)	5	
上記以外の廃棄物の収集運搬	運送部	10	5	

※ 括弧内の数値は兼務を示す。(以下、同じ)

2) 事務業務

業務名	担当部署	現状の人員	必要最小人員	補充先
情報収集	運送部	2	1	
備蓄品の入手、在庫管理	事務員	2	1	
事業継続計画の策定	運送部	2	1	
取引事業者等との連絡調整	事務員	2	1	
外部来客者の対応	事務員	2	1	補充しない

(2) 物資の確保

廃棄物処理事業の継続のために必要な物資の確保は以下により行う。

1) 処理の実務に必要な物資

物資	月間使用量	備蓄量※	入手先	入手先・予備①	入手先・予備②
ガソリン、軽油	15kℓ	3.3kℓ	太陽鉱油 03-5641-5211	エネフリ 0197-67-0082	
エンジンオイル	約 70 ℓ	200 ℓ	日野自動車 秋田支店 018-865-3254	秋田いすゞ 自動車㈱ 018-862-6601	UDトラックス ジャパン㈱ 秋田支店 018-863-3311
バッテリー	0.5 個	2 個	同上	同上	同上

※ 括弧内の数値は、備蓄分の使用予定日数を示す。(以下、同じ)

2) 感染防止策に必要な物資

物資	使用量(人・日)	備蓄量※	入手先	入手先・予備①	入手先・予備②
サージカルマスク	1 枚	100 枚 (5)	ホームック 茨島店 018-863-4472		
手袋	5 枚	500 枚 (5)	同上		
ゴーグル	3 個	300 個 (5)	同上		
防護着	5 着	500 着 (5)	同上		
速乾性消毒用アルコール製剤	二	1000ml	同上		
液体石鹸	二	2000ml	同上		
医薬品	二	200 錠	ツルハドラッグ 茨島店 018-896-5157		
体温計	二	2 本			

3) その他

物資	購入量	入手先	入手先・予備①	入手先・予備②
在宅勤務用パソコン	2台	リコー東北(株) 秋田支所 018-823-0111		
食料品	300個	ナイス 新屋店 018-865-6911		

(3) 資金の確保

約2ヶ月にわたり必要となる運転資金をあらかじめ概算するとともに、その資金を確保するための以下の対策を検討する。

<資金の確保>

- ・ 2ヶ月の事業停止を想定した社内における資金の積立
- ・ 新型インフルエンザ発生時の融資面での対応について取引金融機関と相談
- ・ 国等による新型インフルエンザ発生時の金融支援対策に関する金融支援を受けることや損害保険等への加入を検討

7. 重要な要素が不足した場合の対策

(1) 人員が不足した場合の対策（人員の調整）

人員が不足した場合には、以下の方法により人員を調整し、対応する。

<人員が不足した場合の対策>

- ① 未発生期、小康期 の対応（または欠勤率 10%未満 の対応）
 - ・ 平常時と同様に、廃棄物処理事業を継続する。
- ② 国内発生早期～感染拡大期、回復期 の対応（または欠勤率 10～20% までの対応）
 - ・ 出勤者による残業、公休日出勤、社内への泊り込み等により、通常通り、廃棄物処理事業を継続する。

③ まん延期 の対応（または欠勤率 20～40%までの対応）

- ・「6（1）人員の確保」に従って、他部署、取引事業者等からの人員の補充により、通常通り、廃棄物処理事業を継続する。

④ まん延期 の対応（欠勤率 50%を超える場合の対応）

- ・重要業務（優先順位が高い業務）を優先し、事業を継続するとともに、重要業務以外の業務（優先順位が低い業務）は、必要に応じて、事業の縮小、中止・中断する。（「7（3）重要業務の特定（業務の優先順位の決定）」による）
- ・排出者に廃棄物の排出抑制や保管を呼び掛ける。

(2) 物資が不足した場合の対策

物資が不足した場合には、以下により対応する。

<物資が不足した場合の対策>

- ・廃棄物処理事業の継続に必要な物資をあらかじめ備蓄しておく。（「6（2）物資の確保」による）
- ・新型インフルエンザの流行時に不足することが予想される物資については、備蓄量を増やす。（「6（2）物資の確保」による）
- ・備蓄した物資が不足した場合に備えて、平常時の物資の購入先以外にも、当該物資が購入できるところを複数箇所、確保しておくことにより対応する。

(3) 重要業務の特定（業務の優先順位の決定）

1) 業務の優先順位別の整理

I 新たに発生する業務（新型インフルエンザ対策）

業務名	担当部署	開始時期	備考
情報収集	運送部	未発生期	海外発生期以降、情報収集を強化
備蓄品の入手、在庫管理	事務員	未発生期	海外発生期の段階で備蓄品の追加購入
事業継続計画の策定	運送部	未発生期	小康期に計画の見直し

II 通常通り継続する業務

業務名	担当部署	時期	備考（継続時に講じる対策等）
医療機関、ライフライン事業者から排出される廃棄物の収集運搬	運送部	すべての時期	感染防止策、人員の補充
取引量が多い排出事業者の事業継続に伴い排出される廃棄物の収集運搬	運送部	すべての時期	感染防止策、人員の補充
管理型産業廃棄物の収集運搬	運送部	すべての時期	感染防止策、人員の補充

III 縮小して継続する業務

業務名	担当部署	縮小時期	備考（縮小の内容）
医療機関、ライフライン事業者以外の事業者、取引量の少ない事業者の廃棄物の収集運搬	運送部	感染拡大期～まん延期	排出事業者に排出抑制、保管を要請
安定型産業廃棄物の収集運搬	運送部	感染拡大期～まん延期	排出事業者に排出抑制、保管を要請

IV 中止、中断する業務

業務名	担当部署	中止・中断時期	備考
排出事業者が中止・中断した事業から排出される廃棄物の収集運搬	運送部	まん延期	排出事業者の決定による

(4) 資金が不足した場合の対策

廃棄物処理事業の継続に必要な資金が不足した場合には、「6. 事業継続に重要な要素の確保」の「(3) 資金の確保」であらかじめ準備した対策により資金を調達する。

8. 新型インフルエンザ発生後の対応

新型インフルエンザ発生後は上記で定めた計画に従って、対策を講じるほか、従業員が新型インフルエンザに罹患した場合に、以下により対応する。

<従業員に感染者が発生した場合の対応>

- ・ 事業所で従業員が発症した場合、事業所内で他の従業員から隔離し、医療機関へ搬送するまでの待機場所を確保した上で、発熱相談センターに連絡する。
- ・ 感染者の同居者や个人防护具を着用せずに感染者と接触した従業員についても、体温測定等、健康状態の確認を行い、万一、健康状態に異状を生じた場合には、速やかに発熱相談センターに連絡し、適切な対処を行う。
- ・ 就業時間外に従業員に感染者が発生した場合も、上記と同様に対応するとともに、その状況を部門長に報告する。

9. 教育・訓練

新型インフルエンザに関する正しい知識や、事業継続計画を円滑に実行するための教育・訓練を定期的を実施する。

<教育・訓練の記録>

年月日	対象者	教育・訓練の内容
平成 25 年 7 月 31 日	全従業員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザに関する基礎情報（病原性、感染経路、感染予防策等）の周知 ・ 個人防護具の習熟訓練
平成 26 年 7 月 31 日	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザに関する基礎情報（病原性、感染経路、感染予防策等）の周知 ・ 個人防護具の習熟訓練
平成 26 年 7 月 31 日	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザに関する基礎情報（病原性、感染経路、感染予防策等）の周知 ・ 個人防護具の習熟訓練
平成 28 年 7 月 30 日	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザに関する基礎情報（病原性、感染経路、感染予防策等）の周知 ・ 個人防護具の習熟訓練

10. 点検・是正

本計画は必要に応じて、点検、是正し、適切な対策を講じる。

<改定記録>

年月日	改定の内容
平成 25 年 7 月 31 日	・ 事業継続計画の新規策定
平成 26 年 7 月 31 日	・ 事業計画更新
平成 27 年 7 月 31 日	・ 事業計画更新
平成 28 年 7 月 30 日	・ 事業計画更新
平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日	・